

## 防犯メルマガを活用しましょう！

防犯メルマガに登録して、最新の防犯情報を知りましょう！詳しくは、町ホームページトップページ右上の「不審者・防犯情報」をご覧ください。

### 【学校メルマガ】

学校などに連絡があった情報

☎ <http://www.chitamaru.jp/schoolml/>

不審者情報、犯罪情報など



### 【パトネットあいち】

愛知県警から発信された情報

☎ <http://www.pref.aichi.jp/police/mail/>



- ・地域安全情報：不審者情報など
- ・注意情報：命に関わる事案に関する情報など
- ・警察からのお知らせ：女性を対象とする犯罪、振り込め詐欺など

●問い合わせ 防災交通課 内線234

## 農業者の皆さんへ 農業者年金に加入しましょう

### ●農業従事者なら誰でも加入できます

- ・60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方
- ・農地を持たない農業者や家族従事者

### ●保険料を自由に選択

政策支援を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位で加入者自身が選択できます。また、減額・増額は任意です。



### ●80歳までの保証が付いた終身年金

- ・年金は終身受給できます。
- ・加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずであった金額の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支払われます。



### ●税制面でも大きな優遇措置

保険料は全額社会保険料控除の対象となり、年金給付についても公的年金等控除の対象となります。

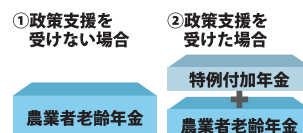
### ●年金の型は2種類

#### ・農業者老齢年金

納めた保険料とその運用益を基礎とし、加入者全員が65歳から受給できます（希望により60歳からの繰上受給も可）。

#### ・特例付加年金（政策支援部分の年金）

政策支援を受けた方が、農地、採草放牧地および農業用施設の権利移転などを行い、農業経営者でなくなると（経営継承すると）受給できます。



### ●繰上受給

原則65歳から受給ですが、それ以前に経営継承し農業者老齢年金とあわせて60歳からの繰上受給もできます。また、65歳以降でも経営継承をすれば受給できます（年齢制限なし）。

### ●問い合わせ

・県農業会議 農政課

☎ 052-962-2841

・農業委員会（農業振興課内） 内線342

## 避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿への登録

町では、災害発生時に避難誘導、安否確認および避難所などでの生活支援を迅速・的確に行うため、自分で避難できない方、助けを呼べない方を事前に把握し登録する「避難行動要支援者名簿」を整備しています。避難行動要支援者名簿の登録対象者は、原則として次の方とします。

### ●対象

①高齢者（65歳以上）

ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯の方

### ②障がい者（手帳所持者）

下肢不自由、聴覚、視覚などの障がい者  
手助けを必要とせずに避難できる方、助けを呼べる方、避難誘導などができる親族などが近くにいる場合は、原則として対象となりません。対象となる方で、名簿登録を希望する方は、福祉課までお知らせください。

●問い合わせ 福祉課 内線124